○一般競争入札等参加資格審査申請取扱基準

平成１６年３月３１日

津山圏域衛生処理組合通知第１号

第１　趣旨

この基準は，入札の公平性及び事務の効率化に資するため，津山圏域衛生処理組合の行う一般競争入札等参加資格審査申請に係る取扱基準について，必要な事項を定めるものとする。

第２　工事請負，物品供給及び業務委託契約に係る一般競争入札等の参加者について

工事請負，物品供給及び業務委託契約に係る一般競争入札等に参加できる者は，津山市契約規則（平成６年津山市規則第５号）第４条第１項の規定により，津山市の有資格者名簿に登録されている者とする。

第３　物品入札等の参加者について

物品の入札等に参加できる者は，津山市物品調達業者指名競争入札等参加資格要綱（昭和６３年津山市告示第１３号）第３条第１項の規定により津山市長の承認を得た者とする。ただし，管理者においてその必要がないと認められるものについては，この限りではない。

付　　則

この基準は，平成１６年７月１日から施行する。